

資料5 第3回佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会 概要

日 時；平成24年2月1日（水）15時15分～17時30分

場 所；佐賀県庁 特別会議室A（新行政棟4階）

参加者；委員（代理を含む）（18名）、事務局（11名）

会 順；（1） 開会

（2） 会長挨拶

（3） 議事

・佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会答申 骨子（案）

県立高等学校の望ましい規模

県立高等学校の再編基準

県立高等学校の適正配置

県立高等学校の通学区域・県立高等学校卒業生の進路状況について

・その他

（4） その他

（5） 閉会

〔会議の概要〕

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

※ 委員要求資料について（資料12，13，14）

事務局より説明

質疑応答

※ 県立高等学校の望ましい規模等について

意見交換

（1）佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会答申 骨子（案）（資料1～3）

事務局より説明

質疑応答・意見交換

① 県立高等学校の望ましい規模（資料4，5）

事務局より説明

質疑応答・意見交換

② 県立高等学校の再編基準（資料6，7）

事務局より説明

質疑応答・意見交換

③ 県立高等学校の適正配置（資料 8）

事務局より説明

意見交換

④ 県立高等学校の通学区域（資料 9）

事務局より説明

質疑応答・意見交換

(2) その他

[主な質問、意見等] (○は委員、◆は事務局)

※ 県立高等学校の望ましい規模等について

- 専門高校、特に農業科については、実践実習が一番重要である。また、普通科について、質の充実を考えた場合、学校選択の拡大が必要である。
- 学校規模や学習指導については、現場のリアルな感覚を生かすことが必要である。また、少子化の中で学校をどうするかというときには、教育の中身を高めるためにはどうしたらよいかということを議論すべきである。

(1) 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会答申 骨子（案）

- これからの再編整備期間については、概ね 10 年間とすることは妥当である。

① 県立高等学校の望ましい規模

- 「望ましい規模」と「適正規模」の違いは何か。
- ◆ 「適正規模」とした場合、その範囲外は「不適正」と解されることもあることから、「望ましい規模」とした。この「望ましい規模」とは、高等学校の「あるべき姿」を考えた上での規模だと考えている。

- 高等学校の規模に関する国の基準は、どうなっているのか。
- ◆ これまでは「高校標準法（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）」があり、高等学校の規模は「収容定員 240 人を下らない」とされていたが、他県では、地域の事情等で小規模校が残っている。
(※この規定は、高校標準法の改正（H23.8.30 公布・施行）により削除された。)

- 前回の会議の後、九州各県の状況を調べてみた。県内で中心的な役割を果たしている高校は、普通科も専門学科でも、1 学年 8～10 学級くらいで、一定の規模が必要だと感じた。

- 今後の生徒減の状況を考えると、学級数が減って、3学級規模の高校が増えることが予測される。「望ましい規模」を4～8学級とすると、3学級規模の高校はそこに含まれないことになる。
 - 資料4を見ると、他の都道府県でも、「望ましい規模」が必ずしも実際の学級数には反映されていないのではないかと。3学級でも維持できるならば、再編しないで残してよいのではないかと。
 - いくつかの県が学科によって適正規模を違えているように、本県も普通科と専門高校で「望ましい規模」を分け、専門高校は3学級規模でも維持してよいのではないかと。
 - （平成17年2月の「県立高等学校再編整備第一次実施計画における専門高校等の再編計画について」によると）「3学級でも適正規模の学校と概ね同等の教育効果が期待される場合には」とあるが、これはどのように判断しているのか。
 - ◆ 毎年、対象校において教育活動や生徒の活動等について検証を行って、報告を受けており、現場の声を重視したものである。
 - あくまでも、高等学校の「あるべき姿」を示した上で、地域の実情に応じて3学級の存続も可能にしてはどうか。3学級の高校が増えたからといって、「望ましい規模」を3～8学級とすると、「あるべき姿」を議論するという審議会の役割に対して）整合性がつかなくなる。
 - 県立高等学校として目指すべき理想的な規模は4～8学級とし、3学級規模については柔軟に対応するというところでどうか。
- ② 県立高等学校の再編基準について
- 前回答申の再編基準の要件の一つに、「近隣の複数校について、中高一貫教育や総合選択制の導入、総合学科の設置等により、特色ある新しい教育の展開を図ることができる」とともに、より一層、生徒や保護者のニーズに応えることができる場合は再編の対象になる。」とあったが、この場合の学級規模は関係ないのか。
 - ◆ 近隣の複数校の再編については、新しいタイプの高校に再編して、4～8学級という規模にするということであった。
 - 2学級規模になったり、3学級規模を維持できないという報告があったりしたら、

再編統合ということになるだろうが、周知等も大変だと思う。再編計画を実施するまでの手続もきちんと示す必要がある。

- 佐賀県には分校はないが、九州の他県はどうなっているのか。
- 教育の質が維持されるならば、分校化についても検討した方がよい。
- 学校としてのまとまりを考えると、分校設置は課題があるが、地域の事情で高校を残さなければならないとすると、分校も必要かもしれない。

③ 県立高等学校の適正配置について
(特に意見なし)

④ 県立高等学校の通学区域について

- 全国的に全県一学区にする傾向なのはなぜか。
- ◆ 平成 13 年の法改正により「都道府県教委は通学区域を定める。」という規定がなくなったことも一因であるが、生徒の学校選択幅の拡大を目的として、自由に高校を選べるよう、学区をなくす都道府県が増えてきた。
- 佐賀は面積が小さいので、全県一学区を考えてもよい時期ではないかと思う。普通科は、学区外からの受験生は厳しい状況におかれるので、全県一学区になれば、機会平等になると思う。
- 奨学金を見直したのは、今後通学区域が拡大し、全県 1 学区になることを意識したものなのか。
- ◆ 高校無償化に伴って、育英奨学金のあるべき姿を検討した結果である。通学区域の拡大を意識したものではない。
- 県外からの通学についてはどうか。
- ◆ 保護者と本人の住所が佐賀県にあることが出願資格である。県立なので、一部の学校を除き、住所による制限はある。
- 総合学科や専門学科はすでに全県一学区だが、普通科についても通学区域の制限がなくなれば、あとは通学費用と通学の安全性ということになるだろう。

○ 地域によっては、隣接学区の方が交通の利便性がよく通学しやすい現実もある。

(2) その他

○ 受験機会は1回か。

◆ これまで推薦入試・前期試験があったので、一部の生徒は2回受験ができた。平成24年度入試からは、どの生徒も特色選抜と一般選抜の2回の受験機会がある。

○ 受験者にとっては、9月の希望調査が本心だと考える。9月の志願倍率を考慮して話しを進めていただきたい。

4 その他

第3回、第4回審議会の日程調整について、事務局より連絡。

5 閉会